

# 福岡県公報

平成19年10月17日  
第 2 7 3 9 号

## 目 次

告 示 (第1917号—第1932号)

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出 (商業・地域経済課) .....	1
解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (治山課) .....	2
土地改良区の定款の変更の認可 (農地計画課) .....	2
土地改良区の設立の認可申請の適否決定 (農地計画課) .....	2
特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) .....	2
特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) .....	3
特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) .....	3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課) .....	3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (生活文化課) .....	4
特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) .....	4
特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課) .....	5
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) .....	5
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (商業・地域経済課) .....	5
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (商業・地域経済課) .....	7
公共測量の実施 (土木管理課) .....	8
土地区画整理組合の定款の変更の認可 (都市計画課) .....	8
公 告	
競争入札の参加者の資格等 (総務事務センター) .....	9

一般競争入札の実施 (警察本部会計課) .....	10
福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (公園街路課) .....	13
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (出納事務局出納総務課) .....	13
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表 (廃棄物対策課) .....	13
一般競争入札の実施 (警察本部会計課) .....	14
一般競争入札の実施 (警察本部会計課) .....	16
地域雇用開発促進法に基づき策定した雇用開発計画の公表 (労働政策課) .....	19

## 告 示

福岡県告示第1917号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡県福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年10月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 届出年月日  
平成19年10月1日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 ウエルタ新宮
  - (2) 所在地 福岡県糟屋郡新宮町大字三代字壁塗999 外
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変 更 前	変 更 後
7,126平方メートル	5,378平方メートル

- 4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 荷さばき施設の位置及び面積

変 更 前		変 更 後	
荷さばき施設の位置	面 積 (平方メートル)	荷さばき施設の位置	面 積 (平方メートル)
福岡県糟屋郡新宮町大字三代字壁塗999 外	218.5	福岡県糟屋郡新宮町大字三代字壁塗999 外	153.5

## 5 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変 更 前		変 更 後	
午前10時	午前0時	24時間	

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変 更 前		変 更 後	
午前9時30分から午前0時30分まで	24時間		

## 福岡県告示第1918号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年10月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 解除予定保安林の所在場所  
田川市大字猪国字内堀753の30
- 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 解除の理由  
道路用地とするため

## 福岡県告示第1919号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成19年10月17日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	認可年月日
豊前市豊前井路土地改良区	平成19年10月5日

## 福岡県告示第1920号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の設立の認可申請を平成19年10月5日付けで適当であると決定したので、同条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年10月17日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
上秋月土地改良区	土地改良事業計画書の写し・定款の写し	平成19年10月17日から 平成19年11月14日まで	朝倉市役所

## 福岡県告示第1921号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年10月17日

福岡県知事 麻 生 渡

- 申請のあった年月日  
平成19年9月19日
- 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称  
特定非営利活動法人 予防医療推進協会

(2) 代表者の氏名  
三浦 芳治

(3) 主たる事務所の所在地  
福岡県福岡市東区菅松1丁目2番11号

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者が健康でハツラツした人生が送れるように、健康情報・病气予防情報の提供、又はそれに関するセミナーの開催等を通して福祉の向上を図り、社会に寄与する事を目的とする。

福岡県告示第1922号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年10月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年9月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称  
特定非営利活動法人タンポポの会

(2) 代表者の氏名  
前 隆士

(3) 主たる事務所の所在地  
福岡県大野城市若草3丁目5番23号

(4) 定款に記載された目的  
この法人は健やかに生きる権利と安らかに死ぬ権利を自分自身で守ることに対して、尊厳なる生き方に関する事業を行い、又、地球環境の保全を図るとともに、自

然にやさしい生活の推進と、次代を担う青少年がボランティア活動やあいさつ運動を通してあたたかな心の交流を図り、社会貢献に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1923号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年10月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年9月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称  
特定非営利活動法人 福岡県健康管理士会

(2) 代表者の氏名  
小川 日出湖

(3) 主たる事務所の所在地  
福岡県福岡市南区長住2丁目1番36号

(4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域の人々に対して、身体的・精神的ならびに社会的に健康で良好な状態で、生きがいをもって暮らしていけるよう、福岡県及びその他の地域の市民、企業、各種団体に対して、生活習慣病予防・アンチエイジング・食育・その他健康に関する啓蒙・相談・助言及びその為の人材育成の事業を行い、地域社会の健康増進、ひいては国の政策である「健康日本21」の目標の達成にも寄与することを目的とする。

福岡県告示第1924号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第

10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年10月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年9月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 男女・子育て環境改善研究所

(2) 代表者の氏名

濱砂 圭子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区大名2丁目11番22号

(4) 定款に記載された目的

この法人は子育て中の男女、子どもおよび地域住民に対して、男女共同参画の視点で、子育て支援及び子育て環境改善に関する事業を行い、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1925号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年10月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年9月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人コネクト

(2) 代表者の氏名

岩下 均

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区片野新町二丁目6番12号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民の支援を必要とする人（障害児・者、高齢者、不登校児、ひきこもりの人、薬物依存症者など）に対して、必要な福祉サービスを行なうとともに、これらの事業に当事者が積極的に参加することで社会復帰の機会をつくり、併せて地域住民との交流の場を提供することで、互いに支えあうことの出来る地域社会の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1926号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年10月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年9月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人交通被災者を守る会

(2) 代表者の氏名

藤本 康夫

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市若松区浜町二丁目16番11号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、交通事故被災者に対する無料相談事業及び必要な支援事業を行うことにより、交通事故被災者の方々等を救済するとともに、行政及び関係団体等が主催する交通事故防止行事等に積極的に参加するなどの活動を通じて、公平で明るい

社会環境の醸成及び交通事故防止に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1927号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年10月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年9月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人まほら

(2) 代表者の氏名

沼口 美波留

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区葛原本町三丁目4番13号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者及びその家族に対して、障害者自立支援法に基づく地域活動支援センター事業を行い、福祉の増進と障害者の自立支援を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1928号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年10月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

小都市大崎字西牟田810 - 1 から810 - 19まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区天神1丁目11番17号

西日本鉄道株式会社 代表取締役 長尾 亜夫

福岡県告示第1929号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年10月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成19年9月28日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 福岡東サティ

(2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町大字御手洗字高原6 外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社マイカル九州 代表取締役 大塚豊治 福岡県福岡市博多区綱場町8番31号	イオン九州株式会社 代表取締役 松井博史 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
株式会社如水庵 代表取締役 森恍次郎 福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目24番10号	株式会社如水庵 代表取締役 森恍次郎 福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目24番10号
株式会社かば田食品	株式会社かば田食品

代表取締役 梶田稔久  
福岡県北九州市八幡西区本城二丁目9番5号  
株式会社天翔  
代表取締役 平 茂美  
福岡県大野城市御笠川五丁目10番9号  
合名会社吉田善平商店  
代表社員 吉田和幸  
福岡県福岡市博多区中呉服町1番22号  
株式会社立花屋  
代表取締役 笠井俊生  
福岡県福岡市中央区天神一丁目1番1号  
株式会社お茶の山口園  
代表取締役 山口幸敏  
長崎県長崎市文教町8番2号  
有限会社一柳  
代表取締役 納富誠一  
福岡県福岡市中央区清川二丁目16番5号  
株式会社明月堂  
代表取締役 秋丸卓也  
福岡県福岡市博多区東那珂二丁目11番23号  
株式会社フタタ  
代表取締役 二田孝文  
福岡県福岡市中央区天神三丁目1番1号  
株式会社タツミヤ  
代表取締役 曲淵恵美子  
東京都八王子市暁町一丁目32番13号  
株式会社ヤマノホールディングコーポレーション  
代表取締役 石塚三郎  
東京都渋谷区代々木一丁目30番7号  
株式会社カネマツ  
代表取締役 松尾ヒトエ  
福岡県鞍手郡鞍手町木月2445番地  
株式会社ハニーズ  
代表取締役 江尻義久  
福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番1号  
ファイテン株式会社  
代表取締役 平田好宏  
京都市中京区烏丸通錦小路角手洗水町678番  
株式会社ビスク

代表取締役 梶田稔久  
福岡県北九州市八幡西区本城二丁目9番5号  
株式会社天翔  
代表取締役 平 茂美  
福岡県大野城市御笠川五丁目10番9号  
株式会社吉田善平商店  
代表取締役 吉田和幸  
福岡県福岡市博多区中呉服町1番22号  
株式会社立花屋  
代表取締役 笠井俊生  
福岡県福岡市中央区天神一丁目1番1号  
株式会社お茶の山口園  
代表取締役 山口幸敏  
長崎県長崎市文教町8番2号  
有限会社一柳  
代表取締役 納富誠一  
福岡県福岡市中央区清川二丁目16番5号  
株式会社明月堂  
代表取締役 秋丸卓也  
福岡県福岡市博多区東那珂二丁目11番23号  
  
株式会社タツミヤ  
代表取締役 曲淵恵美子  
東京都八王子市暁町一丁目32番13号  
株式会社ヤマノリテーリングス  
代表取締役 山野義友  
東京都渋谷区代々木一丁目30番7号  
  
株式会社ハニーズ  
代表取締役 江尻義久  
福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番1号  
ファイテン株式会社  
代表取締役 平田好宏  
京都市中京区烏丸通錦小路角手洗水町678番  
株式会社ビスク

代表取締役 豊村コツキ  
福岡県福岡市中央区天神三丁目4番7号  
株式会社サザエ  
代表取締役 林 正文  
兵庫県西宮市上太市四丁目17番18号  
株式会社輝幸  
代表取締役 重久忠行  
鹿児島県鹿児島市千石町7番10号  
株式会社武田メガネ  
代表取締役 武田耕一  
福岡県福岡市中央区天神四丁目3番30号  
株式会社エトウ時計店  
代表取締役 江藤照之  
福岡県福岡市博多区中洲五丁目1番2号  
株式会社音光  
代表取締役 岡田廣恵  
広島県広島市西区横川新町13番24号  
株式会社エルオー  
代表取締役 岡本俊文  
和歌山県海南市九品寺256番地  
株式会社冒険王  
代表取締役 堀岡洋行  
広島県広島市安佐北区可部四丁目1番10号  
サンワールド株式会社  
代表取締役 真武 茂  
福岡県福岡市東区二股瀬5番1号  
株式会社寺内  
代表取締役 浦尾吉伸  
大阪府大阪市中央区南久宝寺町一丁目9番13号

代表取締役 豊村コツキ  
福岡県福岡市中央区天神三丁目4番7号  
株式会社サザエ  
代表取締役 林 正文  
兵庫県西宮市上太市四丁目17番18号  
株式会社輝幸  
代表取締役 重久忠行  
鹿児島県鹿児島市千石町7番10号  
株式会社武田メガネ  
代表取締役 武田耕一  
福岡県福岡市中央区天神四丁目3番30号  
株式会社エトウ時計店  
代表取締役 江藤照之  
福岡県福岡市博多区中洲五丁目1番2号  
株式会社音光  
代表取締役 岡田廣恵  
広島県広島市西区横川新町13番24号  
株式会社エルオー  
代表取締役 岡本俊文  
和歌山県海南市九品寺256番地  
  
有限会社ウミノ  
代表取締役 海野輝子  
長崎県長崎市万町5番3号  
株式会社大谷  
代表取締役 大谷勝彦  
新潟県新潟市亀田工業団地一丁目3番5号  
B-Rサーティワンアイスクリーム株式会社  
代表取締役 松山和夫  
東京都品川区上大崎三丁目2番1号  
株式会社新世代医療研究所

代表取締役 北島克俊  
大阪府豊中市蛸池西町 3 番555号

### 福岡県告示第1930号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、同法第 5 条第 1 項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から 4 月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年10月17日

福岡県知事 麻 生 渡

#### 1 届出年月日

平成19年 9 月28日

#### 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 大野城サティ  
(2) 所在地 福岡県大野城市錦町四丁目 1 番 1 号 外

#### 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社マイカル九州 代表取締役 大塚 豊治 福岡県福岡市博多区綱場町 8 番31号 株式会社三城 代表取締役 多根裕詞 東京都中央区銀座二丁目 7 番 7 号 株式会社湖月堂 代表取締役 本村道生	イオン九州株式会社 代表取締役 松井 博史 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番11号  株式会社三城 代表取締役 多根裕詞 東京都中央区日本橋室二丁目 4 番 2 号 株式会社湖月堂 代表取締役 本村道生

福岡県北九州市小倉北区赤坂海岸 3 番 2 号  
株式会社さかえ屋販売  
代表取締役 中野利美  
福岡県飯塚市平垣432番 6  
株式会社如水庵  
代表取締役 森恍次郎  
福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目24番10号  
株式会社お茶の山口園  
代表取締役 山口幸敏  
長崎県長崎市文教町 8 番 2 号  
株式会社ダイヤカラー現像所  
代表取締役 堂森次郎  
鹿児島県鹿児島市小野一丁目11番19号  
戸上政信  
福岡県福岡市南区寺塚二丁目13番 7 号  
有限会社一柳  
代表取締役 納富誠一  
福岡県福岡市中央区清川二丁目16番 5 号  
内田昌子  
福岡県大野城市錦町三丁目 2 番26号  
株式会社ビスク  
代表取締役 豊村コツキ  
福岡県福岡市中央区天神三丁目 4 番 7 号  
株式会社さが美  
代表取締役 石田敏彦  
神奈川県横浜市港南区下永谷六丁目 2 番11号  
株式会社三貴  
代表取締役 木村和臣  
東京都文京区向丘一丁目16番24号  
株式会社ナカニシ  
代表取締役 中西弘  
鳥取県鳥取市富安 2 丁目70番地  
HOYAヘルスケア株式会社  
代表取締役 堀江松生  
東京都新宿区中落合二丁目 7 番 5 号  
橋元正人  
福岡県大牟田市本町一丁目 5 番 1 号  
株式会社キング  
代表取締役 山田幸雄  
京都市京都市下京区東塩小路高倉町 2 番 1 号

福岡県北九州市小倉北区赤坂海岸 3 番 2 号  
株式会社さかえ屋販売  
代表取締役 中野利美  
福岡県飯塚市平垣432番地 6  
株式会社如水庵  
代表取締役 森恍次郎  
福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目24番10号  
株式会社お茶の山口園  
代表取締役 山口幸敏  
長崎県長崎市文教町 8 番 2 号  
  
戸上政信  
福岡県福岡市南区寺塚二丁目13番 7 号  
有限会社一柳  
代表取締役 納富誠一  
福岡県福岡市中央区清川二丁目16番 5 号  
内田昌子  
福岡県大野城市錦町三丁目 2 番26号  
株式会社ビスク  
代表取締役 豊村コツキ  
福岡県福岡市中央区天神三丁目 4 番 7 号  
株式会社さが美  
代表取締役 石田敏彦  
東京都港区港南四丁目 1 番 8 号  
株式会社三貴  
代表取締役 木村和臣  
東京都豊島区東池袋三丁目 4 番 3 号  
株式会社ナカニシ  
代表取締役 中西弘  
鳥取県鳥取市富安 2 丁目70番地  
HOYAヘルスケア株式会社  
代表取締役 堀江松生  
東京都新宿区中落合二丁目 7 番 5 号  
橋元正人  
福岡県大牟田市本町一丁目 5 番 1 号  
株式会社キング  
代表取締役 山田幸雄  
大阪府吹田市豊津町一丁目 7 番地

合名会社吉田善平商店  
 代表社員 吉田和幸  
 福岡県福岡市博多区中呉服町1番22号  
 株式会社サンユー  
 代表取締役 香月熊義  
 福岡県福岡市博多区住吉五丁目3番1号  
 有限会社グルービー  
 代表取締役 本田幸一郎  
 千葉県千葉市美浜区打瀬一丁目2番3号  
 株式会社新栄商会  
 代表取締役 高木郁夫  
 福岡県福岡市中央区高砂一丁目5番151号  
 株式会社冒険王  
 代表取締役 堀岡洋行  
 広島県広島市安佐北区可部四丁目1番10号  
 株式会社F・Oインターナショナル  
 代表取締役 小野行由  
 兵庫県神戸市中央区栄町通二丁目4番14号  
 株式会社新星堂  
 代表取締役 宮崎正紀  
 東京都杉並区上荻一丁目23番17号  
 スナップス販売株式会社  
 代表取締役 本田 進  
 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地  
 セガミメディクス株式会社  
 代表取締役 瀬上 修  
 大阪府大阪市中央区南船場二丁目7番30号  
 有限会社ブリーズファクトリー  
 代表取締役 小林夕輝  
 福岡県福岡市南区日佐四丁目23番31号  
 株式会社コベック  
 代表取締役 中野 実  
 岡山県倉敷市真備町尾崎1376番1号  
 有限会社マイブレジア  
 代表取締役 宮原英基  
 福岡県春日市春日原北町3番52号

株式会社吉田善平商店  
 代表取締役 吉田和幸  
 福岡県福岡市博多区中呉服町1番22号  
 株式会社サンユー  
 代表取締役 香月熊義  
 福岡県福岡市博多区住吉五丁目3番1号  
 有限会社グルービー  
 代表取締役 本田幸一郎  
 千葉県千葉市美浜区打瀬一丁目2番3号  
 株式会社新栄商会  
 代表取締役 高木郁夫  
 福岡県福岡市中央区高砂一丁目5番151号  
 株式会社冒険王  
 代表取締役 堀岡洋行  
 広島県広島市安佐北区可部四丁目1番10号  
 株式会社F・Oインターナショナル  
 代表取締役 小野行由  
 兵庫県神戸市中央区栄町通二丁目4番14号  
 株式会社新星堂  
 代表取締役 宮崎正紀  
 東京都杉並区上荻一丁目23番17号

セガミメディクス株式会社  
 代表取締役 瀬上 修  
 大阪府大阪市中央区南船場二丁目7番30号  
 有限会社ブリーズファクトリー  
 代表取締役 小林夕輝  
 福岡県福岡市南区日佐四丁目23番31号  
 株式会社コベック  
 代表取締役 中野 実  
 岡山県倉敷市真備町尾崎1376番1号

株式会社エルメ  
 代表取締役 沼田昌樹  
 大阪府大阪市中央区瓦町一丁目6番10号  
 有限会社スピリットメーカーズ

代表取締役 澤野正和  
 福岡県大野城市錦町四丁目1番1号  
 有限会社ミスター・フルーツマン  
 代表取締役 尾堂弘一  
 鹿児島県始良郡始良町東餅田336番地  
 轟 森江  
 福岡県大野城市錦町四丁目1番1号

福岡県告示第1931号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年10月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市八幡西区大字本城	平成19年9月10日から 平成19年10月10日まで

福岡県告示第1932号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成19年10月17日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 組合の名称  
久山町上久原土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地  
糟屋郡久山町大字久原664番地



## 3 設立認可の年月日

平成元年3月14日

## 4 変更の内容

事務所の所在地を次のように変更する。

糟屋郡久山町大字久原725番地

## 5 変更認可の年月日

平成19年10月5日

## 公 告

## 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成19年10月17日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

警棒、けん銃つりひも

## 2 競争入札参加者の資格

## (1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

## (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

キ 子育て応援宣言登録

## 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

## (1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属

する年の直前2か年分)

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

シ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ス 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

セ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

ソ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し

タ 返信用封筒（290円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サ - ビスステ - ション

イ 住所 〒812 - 0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092 - 641 - 7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092 - 643 - 3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成19年11月16日（金）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成21年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成21年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年10月17日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

警棒 3,251本

けん銃つりひも 3,251本

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成20年1月11日（金）までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部装備課

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

### 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

#### (1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 7838

#### (2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

#### (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812 - 8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 643 - 3092

### 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年11月27日現在において、次の条件を満たすこと。

#### (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
12	06	雑類（その他）	AA又は同規模の実績をもつA（履行証明書を提出すること）

#### (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

#### (3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること。

#### (4) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより、当県職員の立会いの下に検査に応じられること。

#### (5) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供でき

ること。

#### (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

#### (7) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

### 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2234

### 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

### 7 入札説明書の交付

#### (1) 期間等

平成19年10月17日（水）から平成19年11月27日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

#### (2) 場所

5の部局とする。

### 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 入札書の提出場所及び受領期限

#### (1) 提出場所

5の部局とする。

#### (2) 受領期限

平成19年11月27日（火）午後6時00分

#### (3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

## 10 開札の場所及び日時

## (1) 場所

5の部局の指定する場所

## (2) 日時

平成19年11月28日(水)午後1時30分

## 11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

## 12 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

## (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 14 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。

(5) その他詳細は入札説明書による。

## 16 Summary

## (1) Articles and Quantity

Truncheon / Nightstick : 3,251 items

Pistol lanyard / Handgun suspender : 3,251 items

## (2) Time Limit of Tender

6:00 PM on November 27, 2007

## (3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police

Headquarters

7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan

Tel 092 - 641 - 4141 (Ext.2234)

## 公告

「福岡県屋外公告物条例施行規則（案）及び福岡県車体利用公告物取扱要綱（案）」について、次のとおり意見を募集します。

平成19年10月17日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 意見募集期間

平成19年10月4日から平成19年11月5日まで

## 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部公園街路課に備え置きます。

## 公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募を実施しないで福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）の改正を行ったので、次のとおり告示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）

に掲載するほか、福岡県出納総務課に備え置きます。

平成19年10月17日

福岡県公安委員会

## 1 意見公募手続を実施しなかった理由

郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成19年政令第235号）の施行により、改正前の地方自治法施行令（以下、「自治令」）第156条第1項第二号で規定していた歳入の納付手段としての郵便振替証書が削除され、改正後は自治令第156条第1項第一号の規定に基づき総務大臣が指定する有価証券として「郵政民営化法第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する為替証書」が指定されることとなり、これに合わせ、福岡県財務規則第145条第3項第五号に規定する入札保証金に代わる担保としての「郵便為替証書」を「為替証書」としたものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例第37条第1項に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

## 2 規則の公布日

平成19年10月1日

## 公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第20条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成19年10月17日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 処分を受けた事業者

## (1) 氏名

本田靖二

## (2) 住所

筑紫野市大字原田2552番地3

## 2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

平成19年9月20日

4 処分の理由

事業者が法第14条第5項第2号イの規定に該当し、法第14条の3の2第1項第1号の規定に該当するに至ったため。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年10月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

ア	フラットファイル (A 4 版 1.5cm幅 印刷有り)	44,000冊
イ	フラットファイル (A 4 版 3.0cm幅 印刷有り)	11,500冊
ウ	フラットファイル (A 4 版 6.0cm幅 印刷有り)	9,500冊

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成19年11月30日 (金)

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

2 入札参加資格 (地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格 (平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者 (競争入札参加資格者名簿 (物品) 登載者)

3 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加

資格をいう。以下同じ。)

平成19年10月26日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大 分 類	中 分 類	業 種 名	等 級
01	01	文具	A A、A、B
01	02	事務機器	
03	01	軽印刷	
03	02	活版印刷	
03	04	製本	

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(4) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) 期間中でない者

(6) 下記のいずれかの条件を満たすこと。

ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。

イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ中小企業基本法 (昭和38年法律第154号) 第2条第1項に定める中小企業者であること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2233

5 入札参加申請書の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。

- (2) 提出場所  
4の部局とする。
- (3) 提出期間  
平成19年10月17日(水)から平成19年10月26日(金)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
- (4) 提出方法  
直接又は郵便(書留郵便に限る。提出期間内必着)で行う。
- 6 入札参加の確認結果の通知  
5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。
- 7 契約条項を示す場所  
4の部局とする。
- 8 入札説明書の交付
- (1) 期間等  
平成19年10月17日(水)から平成19年10月26日(金)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
- (2) 場所  
4の部局とする。
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 10 入札書の提出場所及び受領期限
- (1) 提出場所  
4の部局とする。
- (2) 受領期限  
平成19年11月1日(木)午後6時00分
- (3) 提出方法  
直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。
- 11 開札の場所及び日時

- (1) 場所  
4の部局が指定する場所
- (2) 日時  
平成19年11月2日(金)午前10時00分
- 12 落札者が不在の場合の措置  
開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。
- 13 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合  
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合  
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合
- 14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

福岡県警察放置車両確認事務委託ついて、次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

平成19年10月17日

福岡県知事 麻 生 渡

1 総合評価一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称  
福岡県久留米警察署放置車両確認事務委託
- (2) 委託業務の内容  
入札説明書による。
- (3) 委託業務期間  
平成20年4月1日から平成23年10月31日までの間
- (4) 納入場所  
福岡県久留米警察署管轄区域内

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年11月2日現在において、次の条件を全て満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、大分類「13」（サービス業種、その他）に登録されている者で、等級「AA、A」に格付されている者（中分類は問わない。）
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定に基づき更生手続の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない又はこれがなされていないこと。ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。



(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない又はこれがなされていないこと。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合には、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(4) 民事再生法附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

(6) 入札参加資格確認時において、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第1項に規定する駐車監視員資格者証を有する者2名以上を雇用していること。

(7) 法第51条の8第1項に基づく福岡県公安委員会の登録を受けていること（ただし、法第51条の9に基づく福岡県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる法人を除く。）。

(8) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ適確に遂行し得ること。

#### 4 当該委託契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2243

#### 5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

#### 6 入札説明書（総合評価のための提案書に関する説明書を含む。）の交付

##### (1) 期間等

平成19年10月17日（水）から平成19年11月1日（木）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時30分から午後6時00分まで

##### (2) 場所

4の部局とする。

#### 7 競争入札参加資格の確認

(1) 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、下記期限までに入札説明書に定める競争入札参加資格確認申請書に必要な書類を添付した上で、4の部局まで提出し競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 提出期限 平成19年11月2日（金）午後6時00分

期限までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加できない。

(3) 競争入札参加資格の確認結果は、平成19年11月9日（金）までに4の部局から通知する。

#### 8 入札者の資格の喪失

入札者は、入札期日の前日までにおいて次のいずれかの場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

(1) 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産、特別清算開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

(2) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

#### 9 入札説明会の開催（11に示す提案書関係を含む。）

##### (1) 日時

平成19年10月26日（金）午前10時00分

##### (2) 場所

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部 1階 144会議室

##### (3) 参加申込方法

平成19年10月24日（水）午後6時00分までに4の部局まで電話での申込み

#### 10 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 11 入札書、総合評価のための提案書の提出場所及び提出期限

##### (1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 提出期限

平成19年11月29日(木)午後6時00分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)行う。

12 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部 入札室(地下1階北側)

(2) 日時

平成19年11月30日(金)午前10時00分

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

13 予定価格を下回る入札がない場合の措置

開札をした場合において予定価格を下回る入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、それ以外の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

14 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

15 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、13により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は14の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

16 落札者の決定方法

(1) 入札者に、入札価格及び入札価格以外の業務の適性確保に関する基準(以下「総合評価落札基準」という。)についての提案書をもって申込みをさせ、次の要件を満たす者のうち、17に掲げる総合評価の方法によって得られた点数(以下「評価点」という。)の総合得点が最も高い者を落札者とする。

ア 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項及び地方自治法施行令第167条の10の2第2項の規定により、予定価格以下で入札した者であること。

ただし、落札者となるべき者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当と認められるときは、調査の上、その者を落札者としないことがある。

なお、調査にあたっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとする。

- (2) 落札者となるべき評価点の総合得点が同点の者が2者以上あるときは、入札価格以外の評価点が高い者を落札者としてとし、入札価格及び入札価格以外の評価点が共に同点の場合は、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札事務に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 17 総合評価方式

総合評価落札基準に対する提案書の評価方法は次のとおりとする。

- (1) 評価の対象となる総合評価落札基準の設定は、別記落札者決定基準に示す当該委託業務の公正及び適確な遂行を確保するために必要な項目を大・中及び小分類に区分して設定する（以下「評価項目」という。）ことにより行い、詳細は入札説明書による。
- (2) 評価項目は、各項目ごとに具体的な評価内容を示すものとし、詳細は入札説明書による。各評価項目に対する評価点は、各項目ごとの評価点を加算して総合点を算出する。
- なお、落札者決定基準に記載されていない提案内容は評価の対象としない。
- (3) 価格及びその他の評価項目についての提案書の総合評価は、(2) により算出された総合得点により決定する。

#### 18 結果の公表

知事は、落札者決定の後、最高の得点で落札した者の評価点を公表することができるものとする。

#### 19 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県

の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

- (3) その他詳細は入札説明書による。

#### 別記 落札者決定基準

評価項目			評価内容	配点		
大分類	中分類	小分類				
コスト		入札価格		50		
公平性	公平中立性	利害関係・公共性		6	6	6
適正性	責任性	遂行体制	業務の適確な遂行に必要な運営体制の整備	5	15	29
		指導・教育体制	業務知識・遂行能力向上のための駐車監視員に対する指導体制や研修制度等の設置	4		
		業務監査	自主検査体制の整備状況	3		
		賞罰制度	独自の報奨・ペナルティ制度	3		
	信頼性	組織理念	顧客志向や従業員重視といった価値観の具現化	3	7	
		社会貢献	事業者及び社員の社会貢献・地域貢献活動への取り組み	4		
	リスク耐性	情報管理	巡回計画・報告等の機密情報漏えい防止体制の整備状況	3	7	
トラブル対応・苦情処理		現場トラブル・苦情処理への対応	4			
確実性	安定性	財務基盤	財務面の状況	5	8	12 ± 3
		組織基盤	駐車監視員資格者数	3		
	確実性	業務基盤	類似業務分野における経験	4	4	
	業務実績		放置車両確認機関（現受託法人）の業務実績	± 3		
				47 ± 3		

公告

地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）第5条第1項の規定に基づき策定した福岡県中間遠賀雇用開発促進地域雇用開発計画、福岡県行橋雇用開発促進地域雇用開発計画、福岡県筑豊雇用開発促進地域雇用開発計画及び福岡県筑後雇用開発促進地域雇用開発計画について同条第4項の規定による厚生労働大臣の同意を得たので、同条第6項の規定により次のとおり公表する。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を福岡県生活労働部労働局労働政策課に備え置いて縦覧に供する。）

平成19年10月17日

福岡県知事 麻 生 渡